

## 議会運営委員会 行政調査報告書

調査期間 令和元年7月2日（火）～4日（木）  
調査場所 佐賀県嬉野市、長崎県大村市  
参加者 （委員長）吉田善三郎 （副委員長）石川 剛  
（委員）山川 和孝 川上 賢孝 山本 照男  
石津千代子  
（議長）原田 泰樹

佐賀県嬉野市（人口 26,087人 面積 126.41km<sup>2</sup> 議員定数 16人）

調査事項：政策討論会について  
政策提言書について  
議員とかたろう会について

### 1. 嬉野市の概要

平成18年1月1日に、旧嬉野町と塩田町が新設合併し、佐賀県で9番目の市として誕生した。

佐賀県の西部に位置し、市域のほぼ全域が周囲を山に囲まれた盆地である。

市庁舎は合併前に人口の多かった嬉野町ではなく塩田町に置かれたが、これは合併協議会の中で市名に嬉野という地名を使うのであれば、市庁舎は塩田町に置くことが対等合併の条件として協議が進められたためである。

観光業と農業が主な産業であり、嬉野温泉には年間100万人以上の観光客が訪れている。

### 2. 政策討論会について／政策提言書について

政策討論会を各常任委員会で行い、年に一度議長名で市長に対して提言できるように活発な議論を行っている。

その結果、定住促進奨励金事業や高齢者ひきこもり対策施設の指定管理化が実現した。

ただ、いきなり政策討論会の議題とするのではなく、幹事会で事前に協議をした後に討論会の議題としているということであった。

### 3. 議員とかたろう会について

市内の小学校校区ごとの8カ所で、年に1回以上の開催を目標としている。

以前は参加者を確保するために各種団体に呼びかけて、参加者を集めていたこともあったが、平成30年度は市内の老人会に向けてかたろう会を開催した。

令和元年度は11月に市内の2高校を対象にして、かたろう会を開催する予定である。

毎回同じ人が発言し陳情や要望を述べることが多々あるものの、市民からは、「次はいつ頃開催するのか」といった声があり、かたろう会自体は好評である。

これまでに老人会、高校生向けのかたろう会を開催してきたが、今後は消防団、PTA婦人部、JA女性部といった方々を対象に開催したいと考えており、各議員が慣れていけば、一つの会場に一人でも開催できるところまで持っていきたいと考えているということである。

### 4. その他

議会基本条例については随時見直しを行って、逐条解説などを加えている。

条例制定後に議員になった議員は理念などがわかりにくいが見直しを行うことで、理念を理解することができる。

見直しを行うことを、議員全員が学び直す機会と捉えている。

## 基本条例等制定・改正の沿革 その1

年月	内容
H21年5月	議会基本条例(案)及び政治倫理条例(案)に対する意見募集
"	大村市議会 議会報告会の視察
"	第13回議会制度改革特別委員会(意見募集結果とその対応について)
"	議員全員協議会(意見募集結果とその対応について)
H21年6月	議会全員協議会(議会基本条例、政治倫理条例の発議について)
"	議会基本条例、政治倫理条例可決
H23年9月	議会基本条例の一部を改正する条例可決 (政務調査費の積極的公開・議会研修の充実強化)
H24年9月	議会基本条例の一部を改正する条例可決 (議会の議決すべき事件・条例の位置付け等)
"	委員会条例の一部を改正する条例可決(委員会の公開)
"	会議規則の一部を改正する規則可決(押しボタン式投票による表決)
H24年12月	議会基本条例の一部を改正する条例可決 (「政務調査費」を「政務活動費」に改正等)
"	会議規則の一部を改正する規則可決 (本会議においても公聴会・参考人制度の活用ができる旨の規定内容追加)

## 基本条例等制定・改正の沿革 その2

年表	内容
H26年12月	議会基本条例の一部を改正する条例可決 (請願及び陳情の提案者の意見を聴く機会を設けることができる旨を規定等)
H27年3月	議会委員会条例の一部を改正する条例可決 (組織機構改革に伴い、委員会所管事項を変更)
H27年9月	議会基本条例の一部を改正する条例可決 (議決すべき事件の拡大(基本計画に準ずる計画)の規程を追加)
"	議会会議規則を改正する規則可決(出席に関する欠席の規程を追加)
H27年12月	議会基本条例の一部を改正する条例可決 (政策提案に関する規程を追加)
"	政治倫理条例の一部を改正する条例可決 (有権者及び議員の説明会開催請求権の規程を追加)
H29年6月	嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例可決
H29年10月	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の特例に関する条例可決 (議員が会議を欠席した期間に応じて、議員報酬・期末手当を減額)
H29年12月	嬉野市おもてなし条例可決
H30年10月	嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例可決 (H31年4月から議選監査委員を選出しないこととした)

長崎県大村市 (人口 96,159人 面積 126.64km<sup>2</sup> 議員定数 23人)

**調査事項：議会活動検証組織について**  
**市政研究会について**  
**市民と議会のつどい「語ってみゅーか」について**  
**議会運営におけるタブレット端末の活用状況について**

## 1. 大村市の概要

大村市は長崎県のほぼ中央に位置し、大村湾を望む自然豊かな市である。

長崎空港があることから、長崎県の空の玄関口としての面もある。

長崎市や佐世保市へのアクセスがよいことから、ベッドタウンとして新興住宅地や大型マンションの建設が行われており、現在の人口は約9.6万人であるが、近年着実に人口が増加している。

交通の便はJR、バス、航空、船舶と非常に恵まれており、以前より企業や大学誘致に力を注いでいる。

## 2. 議会活動の検証組織について

### 【組織体制及び提言までの流れ】

議会改革プロジェクトチームを設置し、議長からの諮問事項を検討している。

プロジェクトチームは各会派から代表の8名により構成され、具体的な検討項目は、プロジェクトチームの座長である副議長と事務局が選定している。

実現した主な提言内容は、議会基本条例の一部改正（大規模災害時の対応の追加）、会議規則の一部改正（欠席理由に介護や看護の追加）、議会ホームページのコンテンツの充実などがある。

## 3. 市政研究会について

全議員を構成メンバーとして、市政に関する重要な政策や課題等について議員の共通認識を深めることにより、議会全体の資質向上を図るために設置している。

市政研究会で取り扱う事項は、①委員会や会派での視察の報告、②市政に関する政策や課題について、全議員での情報共有や意見交換が必要な事項の確認（新幹線建設の進捗状況・議会報告会における市民からの意見・要望など）、③議会として調査研究すべき事項、④議会からの政策提言が必要な事項などである。

また、市政研究会の下部組織として市政研究会運営部会を組織し、テーマの企画立案や開催日程の調整など、市政研究会の運営全般を担っている。構成メンバーは副議長を部会長とし、各会派及び無会派から部会員を選出している。現在は9人で構成している。

## 4. 市民と議会のつどい「語ってみゅーか」について

議長を除く議員24人を6人ずつの4班に分けて開催している。原則としては、3月定例会の終了後の2カ月以内に市内の8会場にて実施する。基本的には平日の19時から21時までの開催である。

内容としては、初めに当初予算等を報告した後に、市民との意見交換を行っている。以前は市民との意見交換が必要な特定のテーマについては、各地区の共通テーマとして設定していたこともあったが、現在は各班において必要に応じて設定している。

各班の編成方法は、①3つの常任委員会の正副委員長を各班に配置、②3つの常任委員会委員・広報委員会の委員を最低1人各班に配置、③会派や当選回数を考慮して配置している。

周知の方法は、①市の広報にて告知、②ポスター掲示・チラシの配布、③各種団体への呼びかけを行っており、②と③については、議員が直接団体などを訪問し、参加依頼を行っている。

各班での役割は、班長・副班長・司会・報告・記録としており、会の流れとしては、①班長の挨拶、②直近の定例会の報告、③地域ごとのテーマ、④フリートーク（質疑応答）、⑤副班長の閉会挨拶となっており、当日の開場設営や運営、片付けは全て議員が行っている。

終了後は、各担当議員が報告書を作成し、議長宛てに提出し、後日市政研究会にて報告会を行っている。

## （まとめ）

早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会の実施する議会改革度ランキングにおいて、佐賀県嬉野市議会は佐賀県で1位（全国105位）、長崎県大村市議会は長崎県で4位（全国では192位）となっており、両市議会とも議員が活発に活動している市議会である。

嬉野市議会は平成21年には議会基本条例を制定し、翌年に行われた第1回議会改革度調査で全国9位にランキングされている。

当市の議会報告会にあたる「議員とかたろう会」は、毎年市内8カ所で開催し市民との距離感が随分と近いようであり、マンネリ化の防止対策として、それまでの地域ごとでの開催から、過去には消防団やPTAに向けた開催や、今年度は市内の高校へ出向いての開催、開催時間の設定を夜間だけでなく昼間の開催を織りまぜるなどの工夫が行われている。また、市総合計画に関する特別委員会を立ち上げ提言書を市長に提出したり、定例会での一般質問は、毎回議長以外のほとんどの議員が質問するなど、市政に対し議員の熱心さが伺えた。特に興味深かったのは、「議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば嬉野市は変わる。」というモットーに活動しているということである。

大村市議会も議会基本条例の制定をはじめ、市民と議会のつどいの開催などを行っている。大村市での参考になった点は、全議員を構成メンバーとした「市政研究会」を設置し市政に関する重要な政策や課題等について協議を行い、議員の共通認識を深めることにより、議会全体の資質向上を図っているとのことだった。市政研究会の開催日は原則、定例会がない月の21日前後の午前中と決めており、取り扱う事項は委員会、会派の視察の報告、市政に関する政策や課題、議会からの政策提言が必要な事項で、その他政務活動費を活用した公開セミナーや講師を招いた研修会の開催なども行っているとのことであった。

この市政研究会には、副議長を部会長とした市政研究会運営部会という下部組織があって、市政研究会機能のさらなる充実・強化を図るため、研究テーマの企画立案や開催日程の調整などを行っている。当市での全員勉強会との違いは、市政の課題を勉強するのに議会側から積極的に、しかも定期的に呼びかけて研究・勉強するところであり、大変参考になる活動である。

以上、嬉野市、大村市とも議会改革の先進地であり、今後の四国中央市議会の議会運営に大変参考になった行政視察であった。